２　一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項の規定により整理された送配電関連固定費の合計額	第十三条から第十八条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電関連固定費の当該送配電関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前項の規定により整理された送配電関連可変費の合計額	第十三条から第十八条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電関連可変費の当該送配電関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項の規定により整理された需要家費の合計額	第十三条から第十八条までの規定により整理された三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	追加需要家費

３　［略］

第二十二条　一般送配電事業者は、送配電関連固定費、送配電関連可変費及び需要家費として、第八条第一項の規定により整理された事業税、廃炉等負担金及び電力費振替勘定（貸方）並びに算定省令第十六条、第十七条及び第十八条の規定により算定された額を、第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連固定費の合計額、送配電関連可変費の合計額及び需要家費の合計額のこれらの合計額に占める割合により、配分することにより整理しなければならない。

２　一般送配電事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　前項第一号の規定により整理された送配電関連固定費の合計額	第十三条から第十八条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電関連固定費の当該送配電関連固定費の合計額に占める割合	追加固定費
二　前項第二号の規定により整理された送配電関連可変費の合計額	第十三条から第十八条までの規定により整理された三需要種別ごとの送配電関連可変費の当該送配電関連可変費の合計額に占める割合	追加可変費
三　前項第三号の規定により整理された需要家費の合計額	第十三条から第十八条までの規定により整理された三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	追加需要家費

３　［略］

第二十二条　一般送配電事業者は、期間原価等項目のうち、第四条の規定により事業税及び電力費振替勘定（貸方）として算定された額を、それぞれ、次の各号に掲げる割合により、当該各号に定める区分に配分することにより整理しなければならない。

一　第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連固定費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合　送配電関連固定費

二　第十三条から前条までの規定により整理された送配電関連可変費の合計額の第八条に規定する基礎原価等項目の額と期間原価等項目のうちの購入販売項目、電源開発促進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島等供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額、接続検討料収益及び追加項目として第四条又は第七条の規定により算定された額並びに第六条の規定により算定された追加事業報酬の額の合計額に占める割合　送配電関連可変費